

兵庫県本人確認情報等保護審議会条例（平成14年3月27日条例第27号）

（趣旨）

第1条 この条例は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の40第3項（同法第30条の44の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、兵庫県本人確認情報等保護審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 審議会は、委員7人以内で組織する。

（委員）

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

（1）学識経験のある者

（2）市町の職員

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会長）

第4条 審議会に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（秘密を守る義務）

第6条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（補則）

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、審議会が定める。

（罰則）

第8条 第6条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成14年8月5日から施行する。

（招集の特例）

2 この条例の施行の日以後最初に開かれる審議会は、第5条第1項の規定にかかわらず、知事が招集する。

（委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年兵庫県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中第9号の4を第9号の5とし、第9号の3を第9号の4とし、第9号の2の次に次の1号を加える。

（9）の3 本人確認情報保護審議会

別表第1 固定資産評価審議会の項の次に次のように加える。

本人確認情報保護審議会	会長	日額	15,500円
	委員	日額	12,500円

別表第2 固定資産評価審議会の委員の項の次に次のように加える。

本人確認情報保護審議会の委員	職員旅費条例中8級の職務にある者相当額
----------------	---------------------

附 則（平成16年 3 月26日条例第13号）

この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成18年 3 月24日条例第15号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成27年10月13日条例第39号）

この条例は、平成28年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条、第 3 条、第10条及び第11条第 1 号の規定は公布の日から、第 5 条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第 1 条第 5 号に規定する政令で定める日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月21日条例第 6 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第 1 条第10号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第 2 条及び第 4 条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第48号）の施行の日から施行する。